

帝京平成大学大学院 柔道整復学専攻 科目等履修生

Q&A

Q.どのような科目を修得できますか？

A.こちらでは、柔道整復師専科教員科目を修得することができます。専科教員科目とは、柔道整復師の養成施設および養成学科の教員になるために必要な科目です。

Q.柔道整復師専科教員になるための要件は何ですか？

A.柔道整復師免許を取得してから5年以上実務に従事した経験を有し、かつ厚生労働大臣が指定した教員認定講習会を修了（本学の専科教員科目を修得）したものとになっています。

Q.5年以上の実務経験を有してないのですが、出願できますか？

A.出願は可能です。

なお、専科教員の修了証書については、本講習会修了後、実務経験が5年以上の証明書を提出した場合、発行申請が可能です。

Q.専門学校の卒業ですが、出願することができますか？

A.出願は可能です。

Q.5年以上の実務経験を有し、かつ専科教員認定講習会を修了した場合、大学の教員になれますか？

A.大学教員として採用される可能性はあります。しかし、大学の教員となるためには、学士取得者と同等以上の専門分野での知識、経験および研究能力が求められます。

そのため、関連する大学院に進学することを推奨いたします。

本学健康科学研究科柔道整復学専攻修士課程に入学された場合、修士の学位取得と同時に柔道整復師専科教員認定講習会の科目を無償にて受講することが可能です。

Q.授業形態はどのようなものですか？

A.オンデマンド配信と対面にて授業を実施します。

オンデマンド配信は本学の授業支援システムにて受講いただきますので、インターネット環境の整備をお願いいたします。

Q.過去に本学での講習会を修了し、実務経験が5年を満たした場合はどのような手続きが必要ですか？

A. 修了証書の発行申請が可能です。「実務従事証明書」、「勤務内訳表」の原本を本学宛に郵送でご提出をお願いいたします。受付期間は下記の通りです。

	前期	後期
実務証明受付期間	8月1日～8月31日	1月4日～1月31日
修了証書配布予定日	10月31日	3月31日

Q.柔道整復師免許が取得見込みの場合の出願は可能ですか？

A.出願は可能ですが、受講時には柔道整復師免許が必要となります。

本入学試験合格後に柔道整復師免許を取得されていない場合は本講習会の受講は認められませんので、柔道整復師免許取得後に出願されることを推奨いたします。

Q.3年制の専門学校卒で柔道整復師免許を取得している場合は年齢が満21歳でも出願は可能ですか？

A.募集要項の「2.出願資格」に記載の通り、講習会開始年度の4月1日時点で、満22歳以上であることが出願要件に含まれますので、出願いただくことはできません。